

1 閉庁日対応を行う税務署等

都県	税務署等
千葉県	千葉東、千葉南、千葉西、 <u>市川</u> 、船橋、木更津、松戸、成田及び柏税務署
東京都	四谷、新宿、中野、杉並、荻窪、豊島、板橋、葛飾、八王子、武蔵野、武蔵府中、 <u>町田</u> 、日野及び東村山税務署
	合同会場（対象署： <u>麹町</u> 、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、小石川、本郷、 <u>東京上野</u> 、浅草、本所、向島、江東西及び <u>江東東税務署</u> ）
	合同会場（対象署：品川及び <u>荏原税務署</u> ）
	合同会場（対象署： <u>目黒</u> 、世田谷、北沢、玉川及び <u>渋谷税務署</u> ）
	合同会場（対象署：大森、雪谷及び <u>蒲田税務署</u> ）
	合同会場（対象署：王子及び <u>荒川税務署</u> ）
	合同会場（対象署：練馬東及び練馬西税務署）
	合同会場（対象署：足立及び西新井税務署）
神奈川県	合同会場（対象署：江戸川北及び江戸川南税務署）
	合同会場（対象署：立川及び青梅税務署）
山梨県	甲府税務署

- (注) 1 下線部分は、税務署庁舎外の申告書作成会場で閉庁日対応を行う税務署を示す。
 2 閉庁日対応を行う税務署庁舎外の申告書作成会場及び合同会場の所在地等については、参考のとおりである。
 3 莳原、大森、雪谷、荒川、練馬西、西新井、江戸川南、青梅及び下線部分の税務署の庁舎では執務を行わない。

2 閉庁日対応を実施する日

令和7年3月2日（日）

（注）確定申告電話相談センターについては、閉庁日対応を行わない。

3 対応業務

確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

（注）電話相談については、対応を行わない。